		特定	路外駐車場設置(	変更) 届出	書		
		長殿			年	月	日
特定路外駐車場管理者の氏名又は名称							
住所							
		障害者等の移動等の でように届け出ます		関する法律領	第 12 条第 1 項	本文の	規定
1 駐車場の名称							
2 駐車場の位置							
3 規	イ 駐車場の区域の 面積				平	方メー	・トル
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積		a 駐車の用 に供する部 分の面積	一般公共 の用に供 する部分		方メー 台数	•
模				それ以外 の部分	, ,	方メー 台数	
			b 車路等の 面積		並	方メー	・トル
4 必要な構造及び設備を動等円滑化のために	ī	絡外駐車場車いす使	用者用駐車施設	台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の気配の最大値						
		イ 特殊の装置 の有無					
	特殊の装置	ロ 特殊の装置 に係る移動等	a 認定の番 号				
		円滑 に 路 構 に を で り 15 令 4 る に 要 を で の で ま 当 3 年 12 の で ま 当 3 年 12 の で の で は 要 で の で ま 当 3 年 12 の で の で は 要 で の で ま で で 概 で で で で 概 で で で で で で で で で で	b 特殊の装 置の名称等				
5 従	業	員 概 数					
6 供用開始(予定)日							

## 備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3の口のa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年12月15日国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロの b 欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。